

JARI-RB 審査ニュース

第151号

[2009年10月15日]

財団法人 日本自動車研究所
審査登録センター (JARI-RB)

判定委員会委員の工場見学会が行われました

事業部 今泉哲夫

この企画は、環境および品質の判定委員の方々に受審組織の現場を視察していただき、企業活動に理解を深めると共に審査に関連する技術知識の修得を図ることを目的としています。

今回(2009/9/3)、訪問した組織は、環境と品質の両方を取得されている株式会社MARUWA QUARTZ 三春工場です。三春工場は、日本三大桜のひとつ「三春滝桜」で有名な福島県田村郡三春町にあります。正門をくぐると、一際目立つ新工場が目に入ります。ちなみに、この新工場は、2008年度グッドデザイン賞を受賞されました。

工場見学会の様子を簡単にご紹介します。三春工場では、半導体製造装置などに使用される高純度で高精度の石英ガラス製品を生産しています。新工場では、2階の見学専用通路からクリーンルームとなっている工作室を見学しました。そこでは、高いスキルを持ったスタッフが回転台の上に複雑な形状をした加工品を置いて、足で回転台を回しながら酸水素ガスバーナ(2000℃以上)でパイプ類を溶接する火加工工程が印象的で、工場というよりも工房(アトリエ)というような雰囲気を感じました。その他、別棟の工場では、加工品の研磨工程、アニール電気炉、フッ化水素による洗浄工程、石英ガラスの専用NC旋盤や炭酸ガスレーザ切断機等々、大変興味深く見せて頂きました。見学終了後は、判定委員の方々との質疑応答が和やかな雰囲気の中で行われました。

株式会社MARUWA QUARTZの事務局をはじめ対応していただいた皆様に紙面を借りて厚く御礼申し上げます。

最後に、この工場見学会で訪問した組織は、今回を入れて4社となりますが、今後もこの企画を継続したいと思います。受審組織の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



新工場エントランスにて

新規登録(環境)

| 登録番号 | 登録日 | 登録者名 | 登録範囲 |
|----------|------------|-------------|-------------------------------|
| JAER0788 | 2009. 9. 4 | 株式会社シーヴィテック | 自動車用無段変速機(CVT)用金属ベルトの製造 |
| JAER0789 | 2009. 9. 4 | NOKメタル株式会社 | オイルシール等の金属部品のプレス加工及びプレス用金型の製作 |

更新登録(環境)

| 登録番号 | 更新日 | 登録者名 | 登録範囲 |
|----------|-------------|---------------------------|---------------------------------------|
| JAER0006 | 2009. 9. 10 | 本田技研工業株式会社 栃木製作所 | エンジン部品, 足回り部品, 駆動部品等の自動車部品の製造 |
| JAER0008 | 2009. 9. 13 | ホンダエンジニアリング 株式会社 本社 | 工作機械, 装置, 金型の開発, 設計, 製造 |
| JAER0189 | 2009. 9. 13 | トヨタ紡織株式会社 大口工場 | 自動車用内装部品の製造とエアバック基布並びにシートファブリックの製造 |
| JAER0245 | 2009. 9. 8 | 株式会社 デンソー 額田・網走テストセンター | 自動車製品の実車による商品性と信頼性評価 |
| JAER0508 | 2009. 9. 5 | 株式会社湯浅製作所 本社工場・金型工場 | 金属プレス部品の製造 |
| JAER0509 | 2009. 9. 12 | 武田機工株式会社 豊田営業所 | 建設工事並びに住宅設備機器の販売 |
| JAER0510 | 2009. 9. 26 | 株式会社 アルテックス 本社工場 | 自動車関連部品のアルミダイキャスト及び機械加工 |
| JAER0554 | 2009. 9. 11 | 株式会社 トヨタマップマスター | カーナビゲーション用デジタル地図データベースの企画, 開発, 制作, 販売 |
| JAER0594 | 2009. 9. 19 | フタバ産業株式会社 知立工場 | 自動車用板金部品の製造 |
| JAER0711 | 2009. 9. 15 | 大阪トヨタサービスセンター 株式会社 | 車両の板金・塗装作業及び車検整備 |
| JAER0712 | 2009. 9. 29 | 大昌鋼業株式会社 | 鉄, 非鉄金属スクラップ加工, 卸売及び産業廃棄物の収集運搬, 中間処理 |
| JAER0713 | 2009. 9. 29 | 合資会社島田商店 春日井支店 | 鉄, 非鉄金属スクラップ加工, 卸売及び産業廃棄物の収集運搬, 中間処理 |

| 登録番号 | 更新日 | 登録者名 | 登録範囲 |
|----------|-----------|-------------|---|
| JAERO714 | 2009.9.29 | 株式会社ホソキ※ | 鉄、非鉄金属スクラップ加工、卸売及び産業廃棄物の収集運搬、中間処理 ・牟呂工場の拡大 |
| JAERO715 | 2009.9.29 | 山陽プレス工業株式会社 | 精密プレス金型の設計、製造及びオーディオ機器、光学機器、IT機器、自動車、装飾品、建築材料向け精密プレス部品の製造 |

※[更新登録]において拡大(工場の追加及び店舗の拡大等のみ掲載)を含む

更新登録(品質)

| 登録番号 | 更新日 | 登録者名 | 登録範囲 |
|----------|-----------|---------------------------|--|
| JAQR0007 | 2009.9.30 | スズキ精密工業株式会社 | 二輪、四輪、船外機用歯車類の鍛造、機械加工、部品組立 |
| JAQR0059 | 2009.9.25 | マルイアドバンス株式会社 本社工場・太田工場 | 自動車及び建設機械用金属部品の加工 |
| JAQR0128 | 2009.9.26 | 安信工業株式会社 | 自動車のマフラー、エンジン部品他、農機具部品、単車部品、医療機部品、住宅関係部品他のプレス、溶接加工 |
| JAQR0129 | 2009.9.26 | 有限会社野上工業所 | 自動車用ミッション部品及び自家発電機用部品の機械加工 |
| JAQR0130 | 2009.9.26 | 株式会社クサカ商工 | 自動車用金属部品のプレス加工及び自動車用パイプ部品の切断、面取り加工 |

登録拡大(環境)

| 登録番号 | 発効日 | 登録者名 | 登録範囲 |
|----------|-----------|------------------|-------|
| JAERO661 | 2009.9.4 | ダイハツ九州株式会社 | 久留米工場 |
| JAERO609 | 2009.9.11 | トヨタエルアンドエフ大阪株式会社 | 東大阪支店 |

・登録拡大：工場及び店舗等の追加のみ掲載

・登録情報の詳細はJARI-RBホームページ（URL：<http://www.jari-rb.jp/>）をご参照ください。

環境関連法規等の動き

(09/8/26～09/9/17)

一般情報

環境省から「PRTR排出量等算出マニュアル第4版」が公表される。

2009.08.07環境省

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の改正施行令の10月1日施行に係る、事業者が化学物質排出量を把握する際の参考として、また排出量等を算出するにあたっての考え方や手法をとりまとめた「PRTR排出量等算出マニュアル」が全面改定されました。

【PRTR制度（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度）の概要】

この制度は、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがある特定の化学物質について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、都道府県等を経由して国に届出します。

国は、そのデータを集計し、データを公表します。

1. P R T R排出量等算出マニュアル第4版の構成と改訂の概要

1)改訂マニュアル(570頁)は以下の3つの編から構成され、21箇所に変更・修正が加えられました。

- ①第I部基本編はP R T R制度の意義と基本的なP R T Rの実施手順
- ②第II部解説編は届出対象事業者・届出対象物質の判定手順と排出量・移動量の算出手順及び届出の仕方
- ③第III部資料編は代表的な工程での算出事例、Q&A、業種別の排出量等算出マニュアルの入手方法等及び排出量の把握等に役立つデータ(業種区分、業種概要及び特別要件施設に係る各法令の規定)、用語集など。

2)第4版の全面改訂にあたっての考え方について

①2008(平成20)年の化管法施行令改正への対応を取り入れた。

- ・**第一種指定化学物質**が354物質から**462物質**に変更され、**特定第一種指定化学物質(発ガン性物質)**は現行12物質から15物質に変更された(2009.10.1施行)。これに従って物質番号及び物質名称を更新。

- ・届出の対象となり得る業種に医療業が追加され24業種になった(2011.04.01より追加)。

- ・2010(平成22)年度からの排出・移動量の把握と2011(平成23)年度からの届出が必要である。

②事業者の算出方法の精度を向上させていくことを推奨するために、必要なガイダンスが追加された。

- ・基礎編 : 化学物質の排出ポイントや排出の特徴を把握する際の考え方、算出結果の不確かさを把握する際の考え方。

- ・解説編 : 排出物質の排出ポイントや排出の特徴の把握、算出結果の不確かさを把握。

- ・その他情報 : 業界団体で作成されている業種別マニュアルの追加や誤解が生じやすい箇所の修正等。

3)マニュアル内の用語等の取扱について

①法に基づく、年間取扱量は「製造量」、「使用量」、「その他取扱量」の合計となります。本マニュアルでは、「その他取扱量」に該当するものも「製造量」または「使用量」のいずれかに分類して算出する。

②本マニュアルにおける用語の意味。

- ・年間取扱量 : 年度内1年間(年度初め4月～年度末3月)に取り扱った対象物質の量のことで、対象物質の年間製造量と年間使用量を合計した量

- ・年間製造量 : 年度内1年間に化学反応、精製等により作り出される対象物質の量(副生成物であっても、事業者が製造する製品中に1質量%(特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%)以上含有される場合や、排ガス、排水、廃棄物などに含まれることが明らかな場合には、その物質の年間製造量として算出します。例えば、対象物質を排水処理などの過程で生成している場合、対象物質が反応プロセスや排水処理などの過程で分離されている場合などが該当します。

- ・年間使用量 : 年度内1年間に原材料、資材等に含まれる対象物質を事業所内で用いる量(貯蔵タンクに搬入、搬出のみしているものは、法に基づく「その他取扱量」に該当しますが、本マニュアルにおいては便宜的に使用量に含めて算出します。)

なお、年度途中から対象業種に含まれる事業を開始した場合の年間取扱量、年間製造量、年間使用量は、事業を開始した時点から当該年度の3月末までの期間で算出してください。

【参考1】届出対象事業者の要件と基本的なPRTRの実施手順について

届出する事業者の要件は参考表に従って判断でき、届出の実施手順は次の3つのステップとなっています。

- 1)届出対象事業者・届出対象物質の判定手順
- 2)排出量・移動量の基本的な算出手順
- 3)届出の仕方

参考表 届出対象事業者の要件

| | | |
|-------------------------------|---------------------------------|------------|
| (1) 事業者の業種、常時使用する従業員の数 | | |
| ①対象業種 | 業種判定に示す24業種（その他製造業等は日本標準産業分類参照） | |
| ②常時使用する従業員の数 | 21人以上 | |
| (2-1) 事業所ごとの対象物質の年間取扱量 | | |
| 対象物質の種類 | 特定第一種指定化学物質 | 第一種指定化学物質 |
| ③使用量の把握が必要な原材料、資材等の形状 | ※注1)に示す形状 | |
| ④使用する原材料、資材等に含まれる対象物質の含有量 | 0.1質量%以上 | 1質量%以上 |
| ⑤対象物質の年間取扱量 | 0.5トン/年 以上 | 1.0トン/年 以上 |
| (2-2) 事業所ごとの特別要件施設 | | |
| ⑥特別要件の施設 | ※注2) に示す要件 | |

注1)ア：気体又は液体もの。イ：固体のもので固有の形状を有しないもの（粉末状のものなど）。ウ：固体のうち固有の形状を有するもので取扱いの過程で熔融、蒸発又は溶解するもの。エ：精製や切断等の加工に伴い環境中に排出される可能性があるもの。

注2)ア：金属工業又は原油及び天然ガス鉱業を営む事業者（鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設）。イ：下水道を営む事業者（下水道終末処理施設）。ウ：ごみ処分業又は廃棄物処分業を営む事業者（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設）。エ：いずれかの対象業種を含む事業者（ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設）。

【参考2】その他留意事項

- 1)法第2条第5項第2号に該当する事業者（事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者）は、特別要件施設の有無により届出対象事業者となります。事業活動に伴って付随的に対象物質を生成、または排出することが見込まれる事業者はこちらに該当します。
- 2)指定化学物質等を取り扱う事業者は、その製品を別の事業者に譲渡（提供）する場合は、MSDSを添付する事が義務付けられています。新規化学物質に基づき作成されたMSDSの提供は2009（平成21）年10月1日から開始となります。MSDSには対象物質の含有率を有効数字2桁で記載することが規定されています。
- 3)法令改正に伴い85物質が対象物質から削除されました。自動車用に使用される物質ではエチレングリコール（CAS番号：107-21-1）がみられます。エチレングリコールは2010年度からの排出・移動量の把握が不要となります。

参照：マニュアルの電子媒体（PDF版）は環境省ホームページ上に公開されており、ダウンロードで利用可。

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

法令情報

特になし

受審者からひとこと

ISO14001の認証取得にあたり

トヨタカローラ兵庫株式会社
ISO事務局
西山吉彦

1. 会社紹介

当社は1957年に設立されたトヨタ系の自動車ディーラーです。代表する取扱車種には、カローラ・フィルダー・ノア・パッソに最近話題のプリウスを加え、ファミリー層を主なお客様としています。販売地域は神戸市を中心とした兵庫県の中央部で、新車・中古車など17の販売拠点を展開しています。

当社は『お客さまに親しまれ、信頼される“あなたの街のカローラ店”を目指し、車を通じて、より豊かな暮らしに貢献します』という企業理念の下、自動車の販売・整備を通じて地域社会の発展に寄与することにより、お客様や社会から必要とされる会社となるよう努めています。

2. 導入の背景

当社の企業理念の中に、「モアグッドカンパニー」という言葉があります。お客様に、地域に、社員に対してより良い企業を目指していこうという意味で使っています。その中の「地域に対するモアグッドカンパニー」の具体的なアクションとして、ISO14001に挑戦しようという事になりました。

また、当社の企業体質として、計画をたて行動に移すことは出来るが、未達の場合の反省や反省を活かした行動が少ないという課題がありました。過去の成功体験からなかなか脱皮できないためだと思われれます。ISOはPDCAのサイクルを回すことを要求されるので、ISOに取り組むことにより、チェック・アクションという行動を社員に身に着けさせたいという思いもありました。

3. 認証取得への取組み

2007年11月からISO14001認証取得へ向けて準備に入り、翌年2月にキックオフをしました。

今回の取得に向けては、外部コンサルタントを利

用せず、すでに認証を取得している関連会社（食品製造会社）の担当者にアドバイスを受けながら作業を進めました。しかしながら、小売業と製造業の違いが、環境側面の抽出や影響評価において際立ち、ものまね思考から脱して当社なりの考えをまとめるのに苦労しました。また、マニュアルや規程類では、書類上でつくったものが本来の業務にそぐわないこともあり、幾度となく改定を繰り返し、ようやく当社の実態に合ったマニュアルや規程になったと思っています。

4. システム導入のメリット

ISO14001の認証取得に取り組み、活動することで、従業員一人ひとりの環境に対する意識にも変化が見られ、紙ゴミの削減や照明のオン・オフだけの環境への取組から、本来の業務における改善について意見交換ができるようになってきています。

今回、認証取得に当りPDCAを回すことの重要性が解り、少しずつではあるが作成する書類の内容もレベルアップしているのではないかと考えています。

これから、本来業務においてどのように成果がでてくるのか事務局としては期待するとともに、ISOの取組みがより一層本来業務にそったものになるよう努めたいと思っています。

5. 今後の活動

まずは、環境マネジメントシステムの理解と定着を図り、従業員一人ひとりが環境に対する意識を常に持って日常業務にあたることで、『地域にとってなくてはならない企業』となれるよう取組みを継続していきたいと考えています。

最後になりましたが、今回認証取得に当り、ご指導ご鞭撻いただきました皆様に心よりお礼申し上げます。今後、ISOの取組みがスパイラルアップを果たしていく事により、ご期待に応えたいと思います。



発行所 財団法人 日本自動車研究所 審査登録センター
〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30日本自動車会館12階
TEL 03-5733-7934 (代表) FAX 03-5401-2834
ホームページ http://www.jari-rb.jp/

発行責任者 上級経営管理者 黒田 哲平

(本審査ニュースに掲載された内容は、当センターの許可なく転載・複写することはできません。)

通巻 第151号 2009年10月15日

編集人 事業部 部長 須藤 英夫

印刷所 株式会社 高山

茨城県つくば市荃崎1887

送付先変更連絡先 rb-news@jari.or.jp